

鶴田町 農業委員会だより

令和4年11月 発行

第17号



《編集・発行》

鶴田町農業委員会事務局
(鶴田町産業課農地班)
22-2111(代表)
(内線 294. 295. 296)

農地情報

農地について、受け手をさがしています。興味のある方は、農業委員会まで、お問い合わせください。

★10月末現在

番号	売買貸付	農地所在	現況	面積(m ²)
8	売	鶴田町大字木筒字下掛橋	畑	490
		鶴田町大字木筒字東柳川		1,606
		〃		189
		〃		361
		〃		176
9	売	鶴田町大字横范字林元	畑	34
		〃		1,110
		〃		200
17	売	鶴田町大字強巻字押上	畑	527
		〃		569
		鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾		430
18	貸	鶴田町大字中野字北原	畑	972
		〃		37
		鶴田町大字中野字北岡		114
23	売・貸	鶴田町大字木筒字東柳川	畑	1,193
		〃		280
25	売・貸	鶴田町大字沖字岡田	田	6,024
29	売	鶴田町大字横范字矢留崎	畑	282
30	売・貸	鶴田町大字大巻字大川瀬	畑	1,373
32	貸	鶴田町大字妙堂崎字米山	畑	8,316
33	売・貸	鶴田町大字横范字矢留崎	畑	1,199
37	売・貸	鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾	リンゴ	4,000
38	売・貸	鶴田町大字廻堰字下桂井	畑	508
39	売・貸	鶴田町大字廻堰字大沢	畑	3,796
44	売・貸	鶴田町大字妙堂崎字米山	畑	2,833
		鶴田町大字廻堰字大沢		3,401
48	貸	鶴田町大字鶴田字小泉	畑	1,777
49	貸	鶴田町大字山道字忍田	畑	2,281
		〃		367
50	贈	鶴田町大字境字里見	田	301
51	売・貸	鶴田町大字境字北原	リンゴ	355
		〃		2,739
52	売	鶴田町大字廻堰字大沢	畑	2,174
53	売	鶴田町大字鶴田字押上	畑	272
54	貸	鶴田町大字野木字上池田	田	2,644
		〃		171
		〃		563
55	売・貸	鶴田町大字境字里見	畑	5筆8,394
56	売	鶴田町大字廻堰字大沢	畑	2筆4,639
58	売	鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾	畑	372
59	貸	鶴田町大字野木字東松虫	畑	2,000
60	売・貸	鶴田町大字菖蒲川字前田	田	1,321
61	売・貸	鶴田町大字鶴田字小泉	畑	1,253

63	売	鶴田町大字胡桃館字大館	田	257
		〃		4,792
		〃		260
64	貸	鶴田町大字瀬良沢字種本	田	2,000
65	売	鶴田町大字尾原字下亀甲	田	680
		〃		2,531
66	売	鶴田町大字妙堂崎字米山	畑	3,612
67	売	鶴田町大字廻堰字高安	田	412
		鶴田町大字廻堰字下野尻		3筆2,646
68	売・贈	鶴田町大字鶴泊字南田	田	58
69	貸	鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾	リンゴ	4,229
70	売・貸	鶴田町大字鶴田字相原	畑	3筆1,932
71	貸	鶴田町大字鶴泊字南田	田	2,825
72	売・貸	鶴田町大字中野字北原	田	4筆11,616
		鶴田町大字胡桃館字北田		2,012

※農地を買いたい・借りたい方は、農業委員会にご相談ください。
 ※農地を売りたい・貸したい方は、農地情報登録届出書が必要です。
 ・なお、次回から掲載不要の方は、取下願を提出してください。
 ※金額等・その他の内容に関しましては、出し手・受け手、双方でお話くださるようお願いしております。(農業委員会では仲介しておりません。)
 ◆申請後、現場確認のため、現地の写真を撮影させていただきます。



購読しませんか？

- 農業者の経営と暮らしに役立つ情報誌
- 【週刊】月4回金曜日発行
- 月700円、年8,400円(消費税込)
- 購読の申込みは農業委員会まで

■ 発行所 全国農業会議所
 〒102-0084
 東京都千代田区二番町9-8
 中央労働基準協会ビル
 TEL 03-6910-1130 / FAX 03-3261-5132
 gyomu@nca.or.jp

各種申請書の受付締め切り日について

町農業委員会では、各種申請書の受付締め切り日を次のように設定しています。

◎農地法第3条申請書、利用権設定関係、競売・公売買受適格証明願

・農地を農地として貸借・売買する場合、又は競売・公売の入札に参加する場合

◎農地法第4条申請書、第5条申請書

・農地を農地以外のものとして使用する場合
例：住宅・車庫・店舗等の建築

◎あっせん申出書

・あっせんにより農地を貸借・売買する場合

『毎月末日締め切り(休日の場合は前日)』

※各申請書類等については、原則として必要書類が添付されていなければなりません。

※必要書類については事前にお問い合わせください。

不明な点などがございましたら、電話等でご相談ください。

農業者年金に加入しよう

- ◎少子高齢化に強い積立方式（確定拠出型の年金）
- ◎終身年金で、80歳前に死亡した場合は一時金が遺族へ
- ◎保険料が全額社会保険料控除になるなど税制の優遇で節税に
- ◎保険料（月額2万～6万7千円）は選べて、いつでも変更できる
（条件を満たせば、若い世代は1万円から加入できる）
- ◎認定農業者など一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助あり

次の要件を満たせば、どなたでも加入できます！

- 年間60日以上農業従事
- 国民年金第1号被保険者
（保険料納付免除者を除く）
- 60歳未満
（60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者の方）



※パンフレット等は農業委員会に備えてあります。
詳しくは、農業委員会又はお近くのJAまでお越しください。

【問い合わせ先】 鶴田町農業委員会
Tel. 0173-22-2111(内線 295.296)

◆農地の相続登記はお早めに！



相続登記をせずにいると、権利関係が複雑になったり、耕作放棄地等の原因になってしまう場合があります。

相続登記は、お早めに手続きをしてくださるようお願いいたします。

◆相続登記後は農業委員会への届け出を忘れずに！



相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会への届け出が必要になっています。

相続登記が完了した場合は、登記完了証等の相続したことが確認できる書類をお持ちのうえ、農業委員会へ届け出をお願いします。

掲 示 板

朝早くから住宅の近くで機械作業、大きな声での会話をするのであれば朝の時間帯を遅くするなど周囲のことを考えて欲しいです。

子供の生活に支障が出るので大変困ります。

代かきによって道路に田んぼの土が落ちていて、とても汚いです。作業後はしっかりと片付けて欲しいです。

※皆様から寄せられた、ご意見・ご感想です。